

3 経過的取扱い

【新設】(経過的取扱い…改正通達の適用時期)

この法令解釈通達による改正後の取扱いは、18-1-53、18-1-70 の 2、18-2-1、18-2-5 の 2 及び 18-2-5 の 7 を除き、令和 7 年 4 月 1 日以後に開始する対象会計年度分の法第 82 条の 2 第 1 項（国際最低課税額）に規定する国際最低課税額に対する法人税について適用する。

【解説】

令和 7 年度の税制改正において、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の見直しが行われ、これに伴い、令和 7 年 9 月 26 日付で「法人税基本通達等の一部改正について（法令解釈通達）」を発遣している。

この法令解釈通達による改正後の取扱いは、本通達に記載の通達を除き、令和 7 年 4 月 1 日以後に開始する対象会計年度分の法人税法第 82 条の 2 第 1 項に規定する国際最低課税額（以下「国際最低課税額」という。）に対する法人税について適用することを本通達において明らかにしている。

なお、本通達に記載の法人税基本通達 18-1-53 〔船舶に係る事業運営上の重要な決定及び事業活動の例示〕、18-1-70 の 2 〔特定取戻繰延税金負債に相当する金額から除かれる金額を算定する場合における有形資産の範囲〕、18-2-1 〔構成会社等の従業員又はこれに類する者の範囲〕、18-2-5 の 2 〔取戻繰延税金負債に相当する金額から除かれる金額を算定する場合における有形資産の範囲〕及び 18-2-5 の 7 〔取戻繰延税金負債に相当する金額から除かれる金額を算定する場合における有形資産の範囲〕については、令和 6 年 4 月 1 日以後に開始する対象会計年度分の国際最低課税額に対する法人税について適用することに留意が必要である。